

新型コロナウイルスに関する情報共有（５月２１日）

- ５月２１日現在，保健省発表の確定症例数は，昨２０日から１９６人増の８０３９人です。
- 商業・工業・観光省は，来週のラマダン明け小祭の休暇中も経済的ロックダウンを行うことなく，商店の営業を継続することを発表しました。
- 首都県警察は，公共の場におけるマスク着用義務違反が，２１０件あったことを発表しました。

１ ５月２１日、保健省は新型コロナ・ウイルスの感染者数を次のとおり発表しております。（５月２１日１４時時点（当地時間））

- ・ バーレーンにおける確定症例数は８０３９人
- ・ 確定症例数のうち治癒者数３７１５人（前日比＋３８１人），死亡者１２人（前日比＋０人）
- ・ 昨日から感染者数は１９６人（内訳は，外国人労働者１３７人，感染者との接触４９人，海外からの帰国者１０人）増加しております。

（※前日比の数字は，前日１４時半発表の感染者等数と比較をしております。）

【参考】バーレーン保健省ホームページ：<https://www.moh.gov.bh/COVID19>

２ 商業・工業・観光省は，来週のラマダン明け小祭の休暇中も，経済的ロックダウンを行うことなく，商店の営業を継続することを発表するとともに，「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた予防措置に関する２０２０年決定第５４号」（概要以下のとおり）を発表しました。

（１）以下の施設は新たな発表があるまで閉鎖とする。店外での営業や宅配，自宅サービス等問わず全ての営業を禁止とする。

- ア スポーツ施設及び運動場
- イ 理髪店，美容院及びスパ
- ウ 集会場及び映画館
- エ シーシャカフェ

（２）レストラン及びカフェの営業は持ち帰り乃至宅配に限定する。

（３）全ての商業施設は，社会的距離の確保や客の密集回避，店舗の消毒作業の実施，店員によるマスクの着用等新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け保健省が発表している指針を遵守すること。

（４）本決定の内容に違反した全ての者は，２０１８年公衆衛生法第１２１条第３４項に定められている処罰の対象となる。

3 東京都警察は、公共の場におけるマスク着用義務違反が、210件あったことを発表しました。当局は、引き続き新型コロナウイルス対策にかかる義務違反があれば取り締まる旨発表しておりますので、マスクの着用等の義務の履行をお願いいたします。